

精華町コミュニティーホール指定管理者選定委員会会議概要

日 時：令和4年10月25日(火) 午後3時～午後4時45分

場 所：精華町役場 庁舎 5階 501会議室

構 成：安井 吉信 (1号委員：地域代表)

滋野 浩毅 (2号委員：学識経験者)

左留間 裕子 (3号委員：利用団体)

市川 妙子 (3号委員：利用団体)

寺村 安道 (3号委員：公共的活動の専門家)

事務局：総務部 宮本担当部長

自治振興課 原田係長、岩永主査

1. 開会＜進行：事務局＞

指定管理者の指定を申請した法人及び団体のうちから、指定管理者の候補者を検討すること（本委員会設置要綱第2条）。事務局においては、委員会後に候補者選定の後、候補者となった法人等に対する指定議案を12月会議に提案し、指定管理者の指定をめざす。

2. 委員の紹介等＜進行：事務局＞

委員の顔合わせ後、委員長の選出、副委員長の指名。

(1) 委員の紹介

設置要綱第4条第2項の第1号委員1名（地域を代表する者）・第2号委員1名（学識経験者）・第3号委員3名（その他町長が必要と認める者）、計5名の委員で構成。

(2) 委員長の選出

設置要綱第6条第2項に基づき、本委員会の委員長を委員の互選により選出するにあたり、専門的知見を有する有識者である第2号委員滋野浩毅氏を委員長に選出。

(3) 副委員長の指名

設置要綱第6条第2項に基づき、本委員会の委員長が副委員長を指名。副委員長は、委員長の補佐等の職務代理であり、第3号委員寺村安道氏を指名。

3. 議事＜進行：委員長、説明：事務局＞

(1) 報告事項

① 施設概要説明について

本施設の立地環境のほか、指定管理者が行う業務を説明。
「募集要項」、「指定管理者手続条例」を参照。

② 申請団体及び申請内容の確認について

今回の公募経過、申請団体は1社のみであること、「スケジュール」などを説明。「募集要項」、「精華町コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例」、「精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」を参照。

▼主な質疑応答

・応募資格等について

→個人での申請は出来ないが、法人格の有無にかかわらず任意団体を含めて応募は可能である。

・コロナ禍に対応したような業務について

→3年間の基本協定のほか毎年度の年度協定を結ぶため、その年々のコロナ情勢等に応じて年度協定の中身を検討していく。また、手指消毒液等の準備・設置は日常管理の範囲内と考えている。

(2) 検討事項

① 指定管理者候補者の選定について

◎検討方法の説明（選定要件と検討表の検討基準の照合、評価点など）。「検討表」、「指定管理者手続条例」を参照。

評価点：項目毎に配点5点の合計50点満点。適正であると判断した場合に、3点以上をつけることとする。各項目の平均値が3点以上であることを最低条件とする。

◎申請書類記載内容の説明（検討表の検討基準と申請資料の照合など）。「検討表」、「申請書類一式」を参照。

◎申請者（近鉄ファシリティーズ株式会社）へのヒアリング

- ・インターネット予約の予定について
→必要性は感じているが、窓口での対面による予約の形式を望む方も多数いるため、その割合も見ながら対応を検討していきたい。
- ・利用者の要望やニーズを聞き取るシステムについて
→利用報告書の備考欄を通じて記載いただいている。
- ・指定管理者による小修繕等、適切なメンテナンス・修繕体制について
→奈良地区センターで 24 時間故障修理の対応が可能な体制となっている。
- ・目標稼働率について
→現時点で利用は回復傾向にあり、長期の休館要請等がない限りはコロナ禍以前の実績以上を見込んでいる。
- ・利用料金収入の減少や支出の増加した場合の事業の継続性について
→利用が想定を下回った場合には、それに伴って支出も減少するため事業の継続性は問題ないものと考えている。

◎集計結果報告

すべての項目の平均値は3点以上で最低条件を満たしており、指定管理者候補者としての適格性を有し、本施設の管理運営を委ねるにふさわしい法人であると認める。

4. その他＜進行：事務局＞

選定結果を町長に報告し、それを基に指定管理者の候補者を選定する。